

品川区雨水流出抑制施設の設置に関する指導要綱

制定 平成25年3月29日区長決定要綱第69号
改正 令和3年 3月24日部長決定要綱第53号

(目的)

第1条 この要綱は、「品川区総合治水対策推進計画」に基づき総合治水対策を推進するため、品川区内における雨水流出抑制施設設置の指導にあたり必要な事項を定めることにより、雨水の流出抑制を図るとともに、快適な都市環境の確保に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)雨水流出抑制施設 雨水貯留施設（雨水を一時的に貯留する施設をいう。）または雨水浸透施設（雨水を地下に浸透する機能を有する施設をいう。）であって、第1条に規定する目的を有するものいう。
- (2)公共施設 国、地方公共団体の施設等（建築物その他の工作物をいう。以下同じ。）。
- (3)民間施設 公共施設以外の施設で建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物および駐車場をいう。
- (4)大規模民間施設 敷地面積が500平方メートル以上の民間施設をいう。
- (5)小規模民間施設 敷地面積が500平方メートル未満の民間施設をいう。
- (6)単位対策量 第2号から第4号に規定する施設の敷地について、敷地面積1ヘクタール当たりに設置が必要な雨水流出抑制施設の対策量（単位 立方メートル）をいう。

(指導の対象等)

第3条 区長は、次に掲げる行為をしようとする者に対し、雨水流出抑制施設を設置するよう指導するものとする。ただし、区長がやむを得ないと認める場合は、この限りではない。

- (1)公共施設の新築、改築または増築
- (2)大規模民間施設の新築、改築または増築
- (3)品川区中高層建築物等の建設に関する開発環境指導要綱第3条に規定する事業
- (4)その他治水対策上区長が必要と認める行為

2 区長は、総合治水対策の周知等を図り、小規模民間施設の新築、改築または増築における雨水流出抑制施設の設置促進に努める。

(単位対策量)

第4条 単位対策量は、次の各号に掲げる施設について、それぞれ当該各号定める数値とする。

- (1)公共施設（道路を除く。） 1ヘクタール当たり600立方メートル
- (2)道路（車道） 1ヘクタール当たり290立方メートル
- (3)道路（歩道） 1ヘクタール当たり200立方メートル

- (4) 大規模民間施設（品川区東品川二丁目または五丁目、勝島もしくは八潮、東八潮の区域） 1ヘクタール当たり 300 立方メートル
- (5) 大規模民間施設（前号に掲げるものを除く。） 1ヘクタール当たり 600 立方メートル
- (6) 小規模民間施設 1ヘクタール当たり 300 立方メートル

（技術的事項）

第5条 雨水流出抑制施設の技術的事項は、区長が別に定める品川区雨水流出抑制施設技術指針（以下「指針」という。）に基づき指導し、指針により難い場合の技術的事項については、区長と第3条第1項各号に規定する施設の新築行為等をしようとする者（以下「事業主」という。）が協議して定める。

（事前協議）

第6条 区長は、事業主に対し、事前に区と協議を行った上で、案内図、計算書、排水設計画書、構造図、配置図等を添付させた雨水流出抑制施設設置計画書（第1号様式。以下「計画書」という。）を提出させる。

- 2 前項の協議は、建築基準法（昭和25年法律第200号。以下「法」という。）建築確認申請または法第18条に規定する計画通知の提出前までに行うよう指導する。
- 3 区長は、事業主に対し、工事の施工者が雨水流出抑制施設設置計画書を当該工事現場に備えるよう指導する。

（施設管理者協議）

第7条 区長は、前条第1項の計画書が提出された際には、許容排水量の調整のために必要に応じて次に掲げる者との事前の協議を指導する。

- 一 河川管理者
- 二 下水道管理者

（変更確認）

第8条 区長は、事業主が第6条第1項に規定する計画書の提出後に内容の変更等を行うときは、変更理由書等を添付させた雨水流出抑制施設設置計画変更書（第2号様式）を提出させる。

（完了確認）

第9条 区長は、事業主が雨水流出抑制施設の設置を完了したときは、しゅん工図、工事写真等を添付させた雨水流出抑制施設設置完了報告書（第3号様式）を提出させる。

（維持管理確認）

第10条 区長は、事業主が当該施設の良好な維持管理を常に行い、周辺の安全保持に努めるよう指導する。

付則

(施行期日)

第一条 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第二条 この要綱の施行の日の前日までに事前協議を行った施設の新築行為等における雨水流出抑制施設については、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。